

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	福祉医療関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

黒部市は、福祉医療関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

黒部市長

## 公表日

令和5年6月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療関係事務
②事務の概要	黒部市医療費助成に関する条例等(黒部市子ども医療費助成条例、黒部市妊産婦医療費助成条例、黒部市ひとり親家庭等医療費助成条例、黒部市重度心身障害者等医療費助成条例)の規定に基づき、医療費助成対象者の資格管理事務、支給審査決定事務等を行う。 特定個人情報は以下の事務に使用する ①受給資格の登録及び更新に係る事務 ②受給資格の変更及び喪失に係る事務 ③支給審査及び支給決定に係る事務
③システムの名称	乳幼児医療システム 妊産婦医療システム ひとり親医療システム 重度障害者医療システム 軽度障害者医療システム 一部負担金還付システム 宛名管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療特定個人情報ファイル、妊産婦医療特定個人情報ファイル、ひとり親医療特定個人情報ファイル、重度心身障害者等医療特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 黒部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] 番号法第19条第9号 黒部市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第二(1の項、2の項、6の項、7の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保健年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	黒部市総務管理部総務課 情報公開・個人情報保護担当

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒938-8555 富山県黒部市三日市1301番地 電話番号:0765-54-2111(代表) ファックス番号:0765-54-4461

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 3. 評価実施機関における担当部署 ②所属	柳原 和彦	朝倉 秀篤	事後	人事異動
平成29年4月1日	II しきい値判定基準 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月30日	平成29年4月1日	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4. ①実施の有無	未定	実施する	事後	事務内容に合わせた変更
平成31年4月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠		[情報提供の根拠] なし(本事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) [情報照会の根拠] 番号法代19条第8号 黒部市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第二(1の項、2の項、6の項、7の項)	事後	事務内容に合わせた変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	朝倉 秀篤	保健年金課長	事後	様式変更による
平成31年4月1日	II しきい値判定基準 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	こども及び妊産婦医療受給者証交付一覧[エクセル・アクセス] こども及び妊産婦医療助成一覧[エクセル・アクセス] ひとり親家庭等医療費受給者証交付一覧[エクセル・アクセス] ひとり親家庭等医療費助成一覧[エクセル・アクセス] 重度心身障害者等医療費受給資格証交付一覧[エクセル・アクセス] 重度心身障害者等医療費助成一覧[エクセル・アクセス]		事後	事務内容に合わせた変更
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	黒部市総務企画部総務課	黒部市総務管理部総務課	事後	部の名称変更
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[情報照会の根拠] 番号法第19条第8号 黒部市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第二(1の項、2の項、6の項、7の項)	[情報照会の根拠] 番号法第19条第9号 黒部市行政手続における個人番号の利用等に関する条例 別表第二(1の項、2の項、6の項、7の項)	事後	番号法改正によるもの
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

